

令和4年

市議会9月定例会議案

令和4年8月31日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 99 号	令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について	5
議案第100号	令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	65
議案第101号	令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について	87
議案第102号	令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	99
議案第103号	令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	113
議案第104号	掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	115
議案第105号	千浜地区盛土2工区工事請負契約の締結について	123
議案第106号	字の区域の変更について（高御所地区）	125
議案第107号	議決事項の変更について（市有地の処分について）	129
議案第108号	令和3年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について	131
議案第109号	令和3年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について	133
議案第110号	令和3年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について	135
議案第111号	令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について	137
認第1号～ 認第11号	令和3年度掛川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認第12号～ 認第16号	令和3年度掛川市公営企業会計決算の認定について	別冊
報告第5号	健全化判断比率の報告について	139
報告第6号	資金不足比率の報告について	141

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,084,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,336,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		千円 150,439	千円 2,176	千円 152,615
	1 地方特例交付金	150,000	2,176	152,176
11 地方交付税		3,395,000	698,469	4,093,469
	1 地方交付税	3,395,000	698,469	4,093,469
15 国庫支出金		8,297,669	183,861	8,481,530
	1 国庫負担金	3,645,106	179,189	3,824,295
	2 国庫補助金	4,582,529	3,533	4,586,062
	3 委託金	70,034	1,139	71,173
16 県支出金		3,789,508	3,611	3,793,119
	2 県補助金	1,431,263	3,611	1,434,874
19 繰入金		3,041,558	△1,695,233	1,346,325
	1 基金繰入金	2,617,937	△1,695,233	922,704
20 繰越金		30,000	2,199,706	2,229,706
	1 繰越金	30,000	2,199,706	2,229,706
21 諸収入		2,782,370	40,751	2,823,121
	4 雑入	1,210,757	40,751	1,251,508
22 市債		4,110,800	△348,600	3,762,200
	1 市債	4,110,800	△348,600	3,762,200
歳 入 合 計		52,252,169	1,084,741	53,336,910

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,962,989	千円 50,573	千円 6,013,562
	1 総務管理費	5,020,208	50,573	5,070,781
3 民生費		17,535,941	476,546	18,012,487
	1 社会福祉費	7,271,046	257,439	7,528,485
	2 児童福祉費	9,523,711	182,530	9,706,241
	3 生活保護費	723,988	36,577	760,565
4 衛生費		5,463,269	448,789	5,912,058
	1 保健費	2,923,971	433,519	3,357,490
	3 清掃費	2,244,476	15,270	2,259,746
6 農林水産業費		1,383,017	10,096	1,393,113
	1 農業費	363,384	4,508	367,892
	3 林業費	193,827	5,588	199,415
10 教育費		5,967,537	7,301	5,974,838
	2 小学校費	965,451	1,139	966,590
	5 社会教育費	1,068,886	6,162	1,075,048
11 災害復旧費		181,596	115,900	297,496
	1 農林水産施設災害復旧 費	75,279	27,900	103,179
	2 土木施設災害復旧費	106,317	88,000	194,317
12 公債費		5,260,135	△24,464	5,235,671
	1 公債費	5,260,135	△24,464	5,235,671
歳 出 合 計		52,252,169	1,084,741	53,336,910

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
市民課窓口業務委託	自 令和 4 年度 至 令和 7 年度	249,063
西山口小学童保育所建物リース料	自 令和 4 年度 至 令和 11 年度	87,003

第3表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債 (△348,600 減)	臨時財政対策債 (△348,600 減)	996,000	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		647,400			
合計 (△348,600 減)		4,110,800			
		3,762,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,744,894	39.7		20,744,894	38.9
2 地方譲与税	571,000	1.1		571,000	1.1
3 利子割交付金	12,000	0.0		12,000	0.0
4 配当割交付金	109,000	0.2		109,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	148,000	0.3		148,000	0.3
6 法人事業税交付金	323,000	0.6		323,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,722,000	5.2		2,722,000	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	78,000	0.2		78,000	0.1
9 環境性能割交付金	89,000	0.2		89,000	0.2
10 地方特例交付金	150,439	0.3	2,176	152,615	0.3
11 地方交付税	3,395,000	6.5	698,469	4,093,469	7.7
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.0		25,000	0.0
13 分担金及び負担金	182,349	0.3		182,349	0.3
14 使用料及び手数料	538,077	1.0		538,077	1.0
15 国庫支出金	8,297,669	15.9	183,861	8,481,530	15.9
16 県支出金	3,789,508	7.3	3,611	3,793,119	7.1
17 財産収入	68,865	0.1		68,865	0.1
18 寄附金	1,043,640	2.0		1,043,640	2.0
19 繰入金	3,041,558	5.8	△1,695,233	1,346,325	2.5
20 繰越金	30,000	0.1	2,199,706	2,229,706	4.2
21 諸収入	2,782,370	5.3	40,751	2,823,121	5.3
22 市債	4,110,800	7.9	△348,600	3,762,200	7.1
歳入合計	52,252,169	100.0	1,084,741	53,336,910	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
269,978	0.5				
6,013,562	11.3				50,573
18,012,487	33.8	778			475,768
5,912,058	11.1	177,628			271,161
1,556,469	2.9				
1,393,113	2.6	3,611			6,485
1,993,566	3.7				
5,107,020	9.6				
1,533,381	2.9				
5,974,838	11.2	1,139			6,162
297,496	0.5				115,900
5,235,671	9.8				△24,464
37,271	0.1				
53,336,910	100.0	183,156			901,585

2 歳 入

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方特例交付金	補正前 150,000 補正額 2,176 計 152,176	1 地方特例交付金	2,176
計	補正前 150,000 補正額 2,176 計 152,176		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>地方特例交付金 2,176</p> <p>既決予算額 150,000 補正後予算額 152,176</p> <p>減収補てん特例交付金 152,176 (2,176増) (住宅借入金等特別税額控除分)</p>	

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方交付税	補正前 3,395,000 補正額 698,469 計 4,093,469	1 普通地方交付税	698,469
計	補正前 3,395,000 補正額 698,469 計 4,093,469		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>普通地方交付税 698,469</p> <p>既決予算額 2,645,000 補正後予算額 3,343,469</p> <p>基準財政需要額 (A) 21,741,298 基準財政収入額 (B) 18,379,847 交付基準額 (A) - (B) = (C) 3,361,451 調整額 (D) △17,982 交付決定額 (C) - (D) 3,343,469</p>	

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	補正前 3,370,622 補正額 4,316 計 3,374,938	11 生活保護費国庫負担金	4,316
2 衛生費国庫負担金	補正前 227,084 補正額 174,873 計 401,957	2 感染症予防費国庫負担金	174,873
計	補正前 3,645,106 補正額 179,189 計 3,824,295		

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 2,587,772 補正額 778 計 2,588,550	7 ひとり親家庭等支援費国庫補助金	778

(単位：千円)

説 明	備 考
令和3年度生活保護費負担金精算金 追加 4,316	
新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金 既決予算額 224,284 補正後予算額 399,157 399,157×10/10 174,873	

(単位：千円)

説 明	備 考
母子家庭自立支援給付費補助金 既決予算額 2,047 補正後予算額 2,825 (400+3,367)×3/4 778	

15款 国庫支出金

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費国庫補助金	補正前 366,537 補正額 2,755 計 369,292	3 感染症予防費国庫 補助金	2,755
計	補正前 4,582,529 補正額 3,533 計 4,586,062		

15款 国庫支出金

3項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 教育費委託金	補正前 0 補正額 1,139 計 1,139	1 (小学校) 確かな 学力の育成費委託 金	1,139

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 既決予算額 255,857 補正後予算額 258,612 258,612×10/10	

(単位：千円)

説 明	備 考
幼保小の架け橋プログラム調査研究事業委託金 追加 1,139×10/10	

15款 国庫支出金

3項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	70,034		
	補正額		
	1,139		
	計		
	71,173		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 農林水産業費県補助金	補正前 180,363 補正額 3,611 計 183,974	5 茶業経営基盤強化 支援費県補助金	3,611
計	補正前 1,431,263 補正額 3,611 計 1,434,874		

(単位：千円)

説 明	備 考
有機農業産地づくり推進事業交付金 追加 3,611×10/10	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,617,937 補正額 △1,695,233 計 922,704	1 基金繰入金	△1,695,233
計	補正前 2,617,937 補正額 △1,695,233 計 922,704		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 2,083,330 補正後予算額 388,097 △1,695,233	

20款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 30,000 補正額 2,199,706 計 2,229,706	1 繰越金	2,199,706
計	補正前 30,000 補正額 2,199,706 計 2,229,706		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 2,199,706</p> <p>既決予算額 30,000 補正後予算額 2,229,706</p> <p>令和3年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 56,090,710,302円</p> <p>歳出(B) 53,767,632,341円</p> <p>(A) - (B) 2,323,077,961円</p> <p>令和4年度に繰り越すべき財源(C) 93,371,000円</p> <p>(A) - (B) - (C) 2,229,706,961円</p>	

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費雑収入	補正前 276,184 補正額 40,751 計 316,935	7 後期高齢者医療保 険事業支援費雑入	40,751
計	補正前 1,210,757 補正額 40,751 計 1,251,508		

(単位：千円)

説 明	備 考
広域連合事務費負担金精算返還金 追加 広域連合医療給付費負担金精算返還金 追加	8,306 32,445

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 臨時財政対策債	補正前 996,000 補正額 △348,600 計 647,400	1 臨時財政対策債	△348,600
計	補正前 4,110,800 補正額 △348,600 計 3,762,200		

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
34 地区まちづくり協議会支援費	補正前	一般財源	10 需用費	4,573
	92,913	4,573		
	補正額			
	4,573			
	計			
	97,486			
36 住民自治振興費	補正前	一般財源	10 需用費	46,000
	423,094	46,000		
	補正額			
	46,000			
	計			
	469,094			
計	補正前	一般財源		
	5,020,208	50,573		
	補正額			
	50,573			
	計			
	5,070,781			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 地区まちづくり協議会活動支援費 既決予算額 92,913 補正後予算額 97,486 修理費 9,273 (4,573増)	
1 地域協働環境整備費 既決予算額 307,624 補正後予算額 353,624 施設修理費 277,000 (46,000増)	

2 款 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 障がい者サービス給付費	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割引料	35,293
	1,845,681	35,293		
	補正額			
	35,293			
計				
	1,880,974			
10 福祉館運営費	補正前	一般財源	11 役務費	3,152
	49,191	5,213	12 委託料	2,061
	補正額			
	5,213			
計				
	54,404			
20 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割引料	216,933
	322,000	216,933		
	補正額			
	216,933			
計				
	538,933			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 自立支援給付扶助費 33,304</p> <p>既決予算額 1,759,135 補正後予算額 1,792,439</p> <p>令和3年度自立支援給付費国県負担金 精算返還金 33,304 (追加)</p> <p>2 更生医療給付費 1,786</p> <p>既決予算額 51,065 補正後予算額 52,851</p> <p>令和3年度更生医療給付費国県負担金 精算返還金 1,786 (追加)</p> <p>3 療養介護医療給付費 203</p> <p>既決予算額 3,480 補正後予算額 3,683</p> <p>令和3年度療養介護医療給付費国県負担金 精算返還金 203 (追加)</p>	
<p>1 福祉会館活動費 5,213</p> <p>既決予算額 31,613 補正後予算額 36,826</p> <p>廃棄物処理手数料 3,161 (3,152増) 測量調査委託料 2,061 (追加)</p>	
<p>1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費 216,933</p> <p>既決予算額 322,000 補正後予算額 538,933</p> <p>令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業費国庫補助金精算返還金 216,933 (追加)</p>	

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	7,271,046	257,439		
	補正額			
	257,439			
	計			
	7,528,485			

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 障がい児サービス給付費	補正前	一般財源	22 償還金利息及び割引料	74,707
	718,761	74,707		
	補正額			
	74,707			
	計			
	793,468			
9 子どもの発達支援費	補正前	一般財源	13 使用料及び賃借料	1,036
	391,504	1,036		
	補正額			
	1,036			
	計			
	392,540			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 自立支援給付扶助費 214 既決予算額 9,520 補正後予算額 9,734 令和3年度自立支援給付費国県負担金 精算返還金 214 (追加)</p> <p>2 障害児通所給付費 74,099 既決予算額 700,422 補正後予算額 774,521 令和3年度障害児入所給付費等国県負担金 精算返還金 74,099 (追加)</p> <p>3 育成医療給付事業費 394 既決予算額 889 補正後予算額 1,283 令和3年度育成医療給付費国県負担金 精算返還金 394 (追加)</p>	
<p>1 放課後児童健全育成事業費 1,036 既決予算額 299,024 補正後予算額 300,060 建物借上料 5,260 (1,036増)</p>	

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
10 ひとり親家庭等支援費	補正前 329,141 補正額 1,037 計 330,178	国県支出金 778 一般財源 259	19 扶助費	1,037
13 保育サービス推進支援費	補正前 3,302,918 補正額 18,400 計 3,321,318	一般財源 18,400	18 負担金補助及び交 付金	18,400
17 低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金支給事業 費	補正前 223,430 補正額 87,350 計 310,780	一般財源 87,350	22 償還金利子及び割 引料	87,350
計	補正前 9,523,711 補正額 182,530 計 9,706,241	国県支出金 778 一般財源 181,752		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 高等職業訓練促進事業費 1,037</p> <p>既決予算額 2,330 補正後予算額 3,367</p> <p>高等職業訓練促進費 3,317 (1,037増)</p>	
<p>1 私立保育園等運営費 18,400</p> <p>既決予算額 2,475,667 補正後予算額 2,494,067</p> <p>保育所等給食負担軽減事業費補助金 18,400 (追加)</p>	
<p>1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 87,350</p> <p>既決予算額 120,000 補正後予算額 207,350</p> <p>令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 支給事業費国庫補助金精算返還金 87,350 (追加)</p>	

3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 生活保護費	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割引料	36,577
	723,988	36,577		
	補正額			
	36,577			
計	760,565			
計	補正前	一般財源		
	723,988	36,577		
	補正額			
	36,577			
計	760,565			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 生活保護管理費 6,701</p> <p>既決予算額 19,545 補正後予算額 26,246</p> <p>令和3年度生活保護費国県負担金 精算返還金 6,701 (追加)</p> <p>2 生活困窮者自立支援事業費 29,876</p> <p>既決予算額 67,268 補正後予算額 97,144</p> <p>令和3年度生活困窮者自立支援事業費国庫負担金 精算返還金 2,219 (追加)</p> <p>令和3年度生活困窮者自立支援事業費国庫補助金 精算返還金 817 (追加)</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 国庫補助金精算返還金 26,840 (追加)</p>	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 母子保健事業費	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割引料	789
	218,674	789		
	補正額			
	789			
計	219,463			
7 感染症予防費	補正前	国県支出金	8 旅費	3
	943,480	177,628		
	補正額	一般財源	11 役務費	6,660
	432,730	255,102	12 委託料	170,953
	計		13 使用料及び賃借料	12
	1,376,210		22 償還金利子及び割引料	255,102
計	補正前	国県支出金		
	2,923,971	177,628		
	補正額	一般財源		
	433,519	255,891		
	計			
	3,357,490			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 未熟児養育医療給付事業費 789</p> <p>既決予算額 7,216 補正後予算額 8,005</p> <p>令和3年度未熟児養育医療費国県負担金 精算返還金 789 (追加)</p>	
<p>1 新型コロナウイルス対策事業費 432,730</p> <p>既決予算額 483,441 補正後予算額 916,171</p> <p>接種券印刷・封入・封緘委託料 20,296 (8,350増) 接種案内コールセンター業務委託料 95,280 (36,395増) ワクチン個別接種委託料 246,981 (110,848増) 令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制費国庫負担金 精算返還金 92,107 (追加) 令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫補助金精算返還金 162,995 (追加)</p>	

4款 衛生費

3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 ごみ減量対策費	補正前 216,574 補正額 15,270 計 231,844	その他 15,270	10 需用費	15,270
3 環境資源ギャラリー運営 支援費	補正前 1,082,132 補正額 0 計 1,082,132	その他 △15,270 一般財源 15,270		
計	補正前 2,244,476 補正額 15,270 計 2,259,746	一般財源 15,270		

(単位：千円)

説	明	備 考
1 適正なごみ処理啓発事業費	15,270 既決予算額 78,935 補正後予算額 94,205 指定袋購入費 58,566 (15,270増)	
財源更正		

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 農産物地産地消推進費	補正前	一般財源	10 需用費	897
	35,720	897		
	補正額			
	897			
	計			
	36,617			
8 茶業経営基盤強化支援費	補正前	国県支出金	7 報償費	32
	10,060	3,611	8 旅費	519
	補正額		10 需用費	880
	3,611		12 委託料	2,120
	計		13 使用料及び賃借料	30
	13,671		18 負担金補助及び交付金	30
計	補正前	国県支出金		
	363,384	3,611		
	補正額	一般財源		
	4,508	897		
	計			
	367,892			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 大須賀物産センターサンサンファーム管理費 897</p> <p>既決予算額 464 補正後予算額 1,361</p> <p>修理費 1,097 (897増)</p>	
<p>1 高付加価値化推進事業費 3,611</p> <p>既決予算額 6,200 補正後予算額 9,811</p> <p>費用弁償 416 (追加)</p> <p>印刷費 880 (追加)</p> <p>有機農業PR映像作成委託料 2,120 (追加)</p>	

6款 農林水産業費

3項 林業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 森林機能保全活用費	補正前	一般財源	12 委託料	5,588
	150,187	5,588		
	補正額			
	5,588			
	計			
	155,775			
計	補正前	一般財源		
	193,827	5,588		
	補正額			
	5,588			
	計			
	199,415			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 ならここの里管理運営費	5,588 既決予算額 14,601 補正後予算額 20,189 測量調査委託料 5,588 (追加)	

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 (小学校) 確かな学力の 育成費	補正前	国県支出金 1,139	7 報償費	371
	224,993		8 旅費	147
	補正額		10 需用費	614
	1,139		11 役務費	7
	計			
	226,132			
計	補正前	国県支出金		
	965,451	1,139		
	補正額			
	1,139			
	計			
	966,590			

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
8 文化財愛護費	補正前	一般財源 6,162	12 委託料	5,148
	130,206		14 工事請負費	1,014
	補正額			
	6,162			
	計			
	136,368			

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前 1,068,886	一般財源 6,162		
	補正額 6,162			
	計 1,075,048			

(単位：千円)

説 明	備 考

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業施設災害復旧費	補正前	一般財源	10 需用費	17,500
	60,339	17,500		
	補正額			
	17,500			
	計			
	77,839			
2 林業施設災害復旧費	補正前	一般財源	10 需用費	10,400
	14,940	10,400		
	補正額			
	10,400			
	計			
	25,340			
計	補正前	一般財源		
	75,279	27,900		
	補正額			
	27,900			
	計			
	103,179			

1 1 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 土木施設災害復旧費	補正前	一般財源	14 工事請負費	88,000
	106,317	88,000		
	補正額			
	88,000			
	計			
	194,317			

(単位：千円)

説	明	備考
1 (単独) 農業用施設災害復旧事業費	17,500	
既決予算額 15,100	補正後予算額 32,600	
施設修理費 21,800 (17,500増)		
1 (単独) 林業施設災害復旧事業費	10,400	
既決予算額 3,000	補正後予算額 13,400	
施設修理費 13,400 (10,400増)		

(単位：千円)

説	明	備考
1 (単独) 土木施設災害復旧事業費	88,000	
既決予算額 30,000	補正後予算額 118,000	
応急復旧工事費 118,000 (88,000増)		

1 1 款 災害復旧費

1 1 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	106,317	88,000		
	補正額			
	88,000			
計	194,317			

(単位：千円)

説 明	備 考

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 元金	補正前 5,079,542 補正額 4,146 計 5,083,688	一般財源 4,146	22 償還金利子及び割 引料	4,146
2 利子	補正前 180,593 補正額 △28,610 計 151,983	一般財源 △28,610	22 償還金利子及び割 引料	△28,610
計	補正前 5,260,135 補正額 △24,464 計 5,235,671	一般財源 △24,464		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 長期債償還元金 4,146</p> <p>既決予算額 5,079,542 補正後予算額 5,083,688</p> <p>臨時財政対策債 1,824,668 (4,146増)</p>	
<p>1 長期債償還利子 △28,610</p> <p>既決予算額 178,593 補正後予算額 149,983</p> <p>総務債 427 (△716減)</p> <p>民生債 6,480 (△948減)</p> <p>衛生債 21,753 (△1,169減)</p> <p>農林水産債 3,943 (△190減)</p> <p>土木債 42,754 (△7,009減)</p> <p>消防債 2,038 (△692減)</p> <p>教育債 24,114 (△645減)</p> <p>辺地債 448 (△314減)</p> <p>災害復旧債 180 (△301減)</p> <p>臨時財政対策債 40,351 (△16,626減)</p>	

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和3年度末までの
支出額の見込及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R3年度末までの支出見込額		R4年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
市民課窓口業務委託									
	249,063			R4 ～ R7	249,063				249,063
西山口小学童保育所建物リース料									
	87,003			R4 ～ R11	87,003				87,003

地方債の令和2年度末現在高並びに令和3年度末及び
令和4年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後)(単位 千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高見込額	令和4年度中増減見込額		令和4年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,417,738	21,398,781	(507,500) 3,066,500	2,972,933	(507,500) 21,492,348
(1) 総務債	12,200	209,500		1,510	207,990
(2) 民生債	2,636,545	2,771,819	853,900	220,868	3,404,851
(3) 衛生債	1,660,014	1,512,694	(98,500) 15,900	260,423	(98,500) 1,268,171
(4) 農林水産債	1,117,527	1,119,494	72,100	118,688	1,072,906
(5) 土木債	8,268,455	8,864,150	(401,100) 1,628,300	1,054,568	(401,100) 9,437,882
(6) 消防債	1,204,983	1,084,968	76,100	273,979	887,089
(7) 教育債	5,999,177	5,303,598	370,700	962,025	4,712,273
(8) 辺地債	518,837	532,558	(7,900) 49,500	80,872	(7,900) 501,186
2. 災害復旧債	149,736	160,056	(9,600) 41,600	16,225	(9,600) 185,431
3. その他	23,187,435	23,814,828	1,002,700	2,090,384	22,727,144
			654,100	2,094,530	22,374,398
(1) 災害援護資金			6,700		6,700
(2) 住宅資金貸付債	196				
(3) 住民税等減税補てん債	308,846	220,052		72,945	147,107
(4) 臨時財政対策債	21,649,079	22,518,739	996,000 647,400	1,820,522 1,824,668	21,694,217 21,341,471
(5) 減収補てん債	1,229,314	1,076,037		196,917	879,120
合 計	44,754,909	45,373,665	4,110,800 (517,100) 3,762,200	5,079,542	44,404,923 (517,100) 44,052,177

※()外書:令和3年度繰越分

令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,029,354千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		千円 20,000	千円 169,178	千円 189,178
	1 繰越金	20,000	169,178	189,178
7 諸収入		32,091	51,037	83,128
	3 雑入	10,695	51,037	61,732
歳 入 合 計		11,809,139	220,215	12,029,354

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納 付金		千円 3,219,771	千円 △1,192	千円 3,218,579
	1 医療給付費分	2,202,746	△788	2,201,958
	2 後期高齢者支援金等分	768,966	△12,712	756,254
	3 介護納付金分	248,059	12,308	260,367
6 基金積立金		967	157,118	158,085
	1 基金積立金	967	157,118	158,085
8 諸支出金		15,010	64,289	79,299
	1 償還金及び還付加算金	15,010	64,289	79,299
歳 出 合 計		11,809,139	220,215	12,029,354

2 歳 入

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20,000 補正額 169,178 計 189,178	1 繰越金	169,178
計	補正前 20,000 補正額 169,178 計 189,178		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 169,178</p> <p>既決予算額 20,000 補正後予算額 189,178</p> <p>令和3年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 12,017,798,761円</p> <p>歳出(B) 11,828,619,826円</p> <p>(A) - (B) 189,178,935円</p>	

7款 諸収入

3項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 雑入	補正前 1 補正額 51,037 計 51,038	1 雑入	51,037
計	補正前 10,695 補正額 51,037 計 61,732		

(単位：千円)

説 明	備 考
静岡県国民健康保険連合会雑入 追加	51,037

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者医療給付費分	補正前 2,201,793 補正額 △716 計 2,201,077	一般財源 △716	18 負担金補助及び交付金	△716
2 退職被保険者等医療給付費分	補正前 953 補正額 △72 計 881	一般財源 △72	18 負担金補助及び交付金	△72
計	補正前 2,202,746 補正額 △788 計 2,201,958	一般財源 △788		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	補正前 768,889 補正額 △12,707 計 756,182	一般財源 △12,707	18 負担金補助及び交付金	△12,707

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者医療給付費分 既決予算額 2,201,793 補正後予算額 2,201,077 △716	
1 退職被保険者等医療給付費分 既決予算額 953 補正後予算額 881 △72	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 既決予算額 768,889 補正後予算額 756,182 △12,707	

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	補正前 77 補正額 △5 計 72	一般財源 △5	18 負担金補助及び交付金	△5
計	補正前 768,966 補正額 △12,712 計 756,254	一般財源 △12,712		

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者介護納付金分	補正前 248,059 補正額 12,308 計 260,367	一般財源 12,308	18 負担金補助及び交付金	12,308

(単位：千円)

説 明	備 考
1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 既決予算額 77 補正後予算額 72	△5

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般被保険者介護納付金分 既決予算額 248,059 補正後予算額 260,367	12,308

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	248,059	12,308		
	補正額			
	12,308			
	計			
	260,367			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 国民健康保険事業基金積立金	補正前 967 補正額 157,118 計 158,085	一般財源 157,118	24 積立金	157,118
計	補正前 967 補正額 157,118 計 158,085	一般財源 157,118		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 基金積立金費 既決予算額 967 補正後予算額 158,085 157,118	

8款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 償還金	補正前	その他	22 償還金利子及び割引料	64,289
	0	51,037		
	補正額	一般財源		
	64,289	13,252		
	計			
	64,289			
計	補正前	その他		
	15,010	51,037		
	補正額	一般財源		
	64,289	13,252		
	計			
	79,299			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 保険給付費等交付金返還金 追加 2 保険給付費等交付金償還金 追加 3 災害臨時特例補助金返還金 追加	51,037 12,895 357

議案第101号

令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,445,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1,000	千円 3,353	千円 4,353
	1 繰越金	1,000	3,353	4,353
歳入合計		1,442,444	3,353	1,445,797

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,354,642	千円 3,353	千円 1,357,995
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,354,642	3,353	1,357,995
歳 出 合 計		1,442,444	3,353	1,445,797

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 1,000 補正額 3,353 計 4,353	1 繰越金	3,353
計	補正前 1,000 補正額 3,353 計 4,353		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 3,353</p> <p>既決予算額 1,000 補正後予算額 4,353</p> <p>令和3年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 1,326,987,400円</p> <p>歳出(B) 1,322,634,500円</p> <p>(A) - (B) 4,352,900円</p>	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金	補正前 1,354,642 補正額 3,353 計 1,357,995	一般財源 3,353	18 負担金補助及び交 付金	3,353
計	補正前 1,354,642 補正額 3,353 計 1,357,995	一般財源 3,353		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 後期高齢者医療広域連合納付金 3,353 既決予算額 1,354,642 補正後予算額 1,357,995 前年度保険料 4,353 (3,353増)	

令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ279,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,520,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 20	千円 279,281	千円 279,301
	1 繰越金	20	279,281	279,301
歳入合計		10,240,857	279,281	10,520,138

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 2,085	千円 145,763	千円 147,848
	1 基金積立金	2,085	145,763	147,848
5 諸支出金		2,020	133,518	135,538
	1 償還金及び還付加算金	2,020	133,518	135,538
歳 出 合 計		10,240,857	279,281	10,520,138

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
1 保険料	2,279,927	22.3		2,279,927	21.7
2 分担金及び負担金	27,609	0.3		27,609	0.3
3 国庫支出金	2,054,213	20.1		2,054,213	19.5
4 支払基金交付金	2,637,589	25.7		2,637,589	25.1
5 県支出金	1,468,722	14.3		1,468,722	14.0
6 財産収入	2,085	0.0		2,085	0.0
7 繰入金	1,763,126	17.2		1,763,126	16.7
8 繰越金	20	0.0	279,281	279,301	2.6
9 諸収入	7,566	0.1		7,566	0.1
歳入合計	10,240,857	100.0	279,281	10,520,138	100.0

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20 補正額 279,281 計 279,301	1 繰越金	279,281
計	補正前 20 補正額 279,281 計 279,301		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>繰越金 279,281</p> <p>既決予算額 20 補正後予算額 279,301</p> <p>令和3年度決算見込額</p> <p>歳入(A) 10,113,810,743円</p> <p>歳出(B) 9,834,509,621円</p> <p>(A) - (B) 279,301,122円</p>	

3 歳 出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 給付支払準備基金積立金	補正前	一般財源	24 積立金	145,763
	2,085	145,763		
	補正額			
	145,763			
	計			
	147,848			
計	補正前	一般財源		
	2,085	145,763		
	補正額			
	145,763			
	計			
	147,848			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 給付支払準備基金積立金費 既決予算額 2,085 補正後予算額 147,848 145,763	

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 給付費精算返還金	補正前 10 補正額 129,460 計 129,470	一般財源 129,460	22 償還金利子及び割 引料	129,460
3 地域支援事業費精算返還 金	補正前 10 補正額 4,058 計 4,068	一般財源 4,058	22 償還金利子及び割 引料	4,058
計	補正前 2,020 補正額 133,518 計 135,538	一般財源 133,518		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 給付費精算返還金 129,460</p> <p>既決予算額 10 補正後予算額 129,470</p> <p>国負担金精算返還金 100,426 県負担金精算返還金 19,573 支払基金交付金精算返還金 9,471</p>	
<p>1 地域支援事業費精算返還金 4,058</p> <p>既決予算額 10 補正後予算額 4,068</p> <p>国交付金精算返還金 1,616 県交付金精算返還金 948 支払基金交付金精算返還金 1,504</p>	

議案第103号

令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 予算第5条の表中「大東浄化センター電気工事」の項中、「令和4年度から令和5年度まで」を「令和4年度から令和6年度まで」に、「105,600千円」を「275,300千円」に改め、「大東浄化センター水処理設備工事」の項中、「令和4年度から令和5年度まで」を「令和4年度から令和6年度まで」に、「86,200千円」を「140,300千円」に改める。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第104号

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次の<u>いずれにも</u>該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）</p> <p><u>ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次の<u>いずれかに</u>該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が</u></p>

イ 勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下同じ。)において育児休業をしている会計年度任用職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日

(2) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるも

のを含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員が養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合に当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後

である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児

定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養

休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第105号

千浜地区盛土2工区工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、千浜地区盛土2工区工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 千浜地区盛土2工区工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金213,400,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 掛川市千浜6141番地
 - 商 号 若杉・戸塚特定建設工事共同企業体
 - 代表者 株式会社 若杉組
代表取締役 若杉 有城

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 砂丘造成盛土工
 規模 $V = 86,800 \text{ m}^3$

- 2 工事箇所 掛川市 千浜 地内

- 3 工 期 契約日から令和5年2月28日まで

議案第106号

字の区域の変更について（高御所地区）

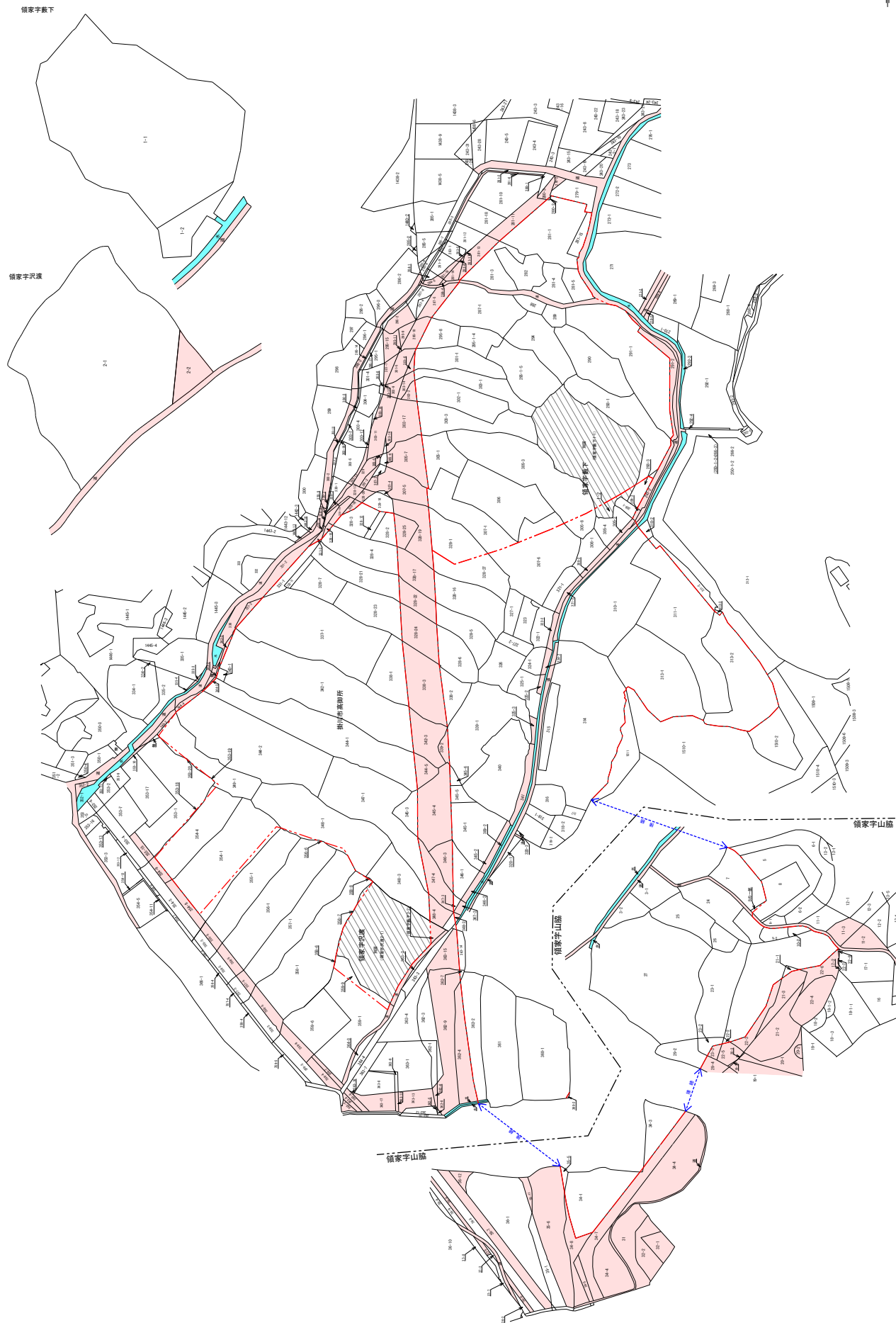
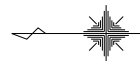
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、掛川市長の告示の日から市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 大字高御所に大字を変更し小字を前坪に変更する区域
大字領家字沢渡2の1、大字領家字藪下1の1及び1の2

公图写



議案第107号

議決事項の変更について（市有地の処分について）

令和2年3月5日第1回市議会定例会において議決を得た市有地の処分について、次のとおり議決事項を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

	所在地番	地積及び地目	売却予定価格	契約の相手方
変更前	掛川市大坂4815番2 外189筆	76,251.00㎡ 宅地	1,717,000,000円	東京都千代田区麴町二丁目1番地 興国インテック株式会社 代表取締役 江野眞一郎
変更後	掛川市下土方3605番1 外11筆	77,145.31㎡ 宅地	1,712,300,000円	同上

議案第108号

令和3年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

令和3年度掛川市水道事業会計未処分利益剰余金666,229,901円のうち、300,000,000円を資本金に組み入れ、290,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,229,510,722	182,461,758	666,229,901
議会の議決による処分額	300,000,000		△590,000,000
資本金への組入	300,000,000		△300,000,000
建設改良積立金の積立			△290,000,000
処分後残高	12,529,510,722	182,461,758	76,229,901

議案第109号

令和3年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和3年度掛川市公共下水道事業会計未処分利益剰余金790,566,240円のうち、788,632,591円を資本金に組み入れて、残余を繰り越すものとする。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,162,962,353	1,866,504,383	790,566,240
議会の議決による処分数額	788,632,591		△788,632,591
資本金への組入	788,632,591		△788,632,591
(減債積立金の取崩し)			288,936,258
減債積立金の積立			△288,936,258
処分後残高	1,951,594,944	1,866,504,383	1,933,649

議案第110号

令和3年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について

令和3年度掛川市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金81,306,484円のうち、81,254,931円を資本金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	101,440,388	232,628,447	81,306,484
議会の議決による処分類	81,254,931		△81,254,931
資本金への組入	81,254,931		△81,254,931
(減債積立金の取崩し)			10,293,955
減債積立金の積立			△10,293,955
処分後残高	182,695,319	232,628,447	51,553

議案第111号

令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について

令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計未処分利益剰余金9,039,581円のうち、8,558,172円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	4,342,038	0	9,039,581
議会の議決による処分額	8,558,172		△8,558,172
資本金への組入	8,558,172		△8,558,172
(減債積立金の取崩し)			5,727,617
減債積立金の積立			△5,727,617
処分後残高	12,900,210	0	481,409

報告第5号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.90)	— (16.90)	7.7 (25.0)	28.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と表示した。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表示した。



掛 監 査 第 19 号
令和 4 年 8 月 18 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一 夫



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 3 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和 4 年 8 月 9 日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された令和 3 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、計上すべき実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準内であることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 3 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.90
連結実質赤字比率	—	16.90
実質公債費比率	7.7	25.0
将来負担比率	28.4	350.0

報告第6号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、大坂・土方工業用地整備事業特別会計、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の令和3年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：%)

会 計 の 名 称	資金不足比率
大坂・土方工業用地整備事業特別会計	—
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。



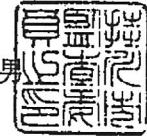
掛 監 査 第 3 号
令和 4 年 8 月 18 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一 夫



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 3 年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和4年6月9日及び7月13日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、各会計における令和3年度の資金の不足額は生じておらず、計上すべき資金不足比率は算定されないものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率
大坂・土方工業用地整備事業特別会計	—
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—